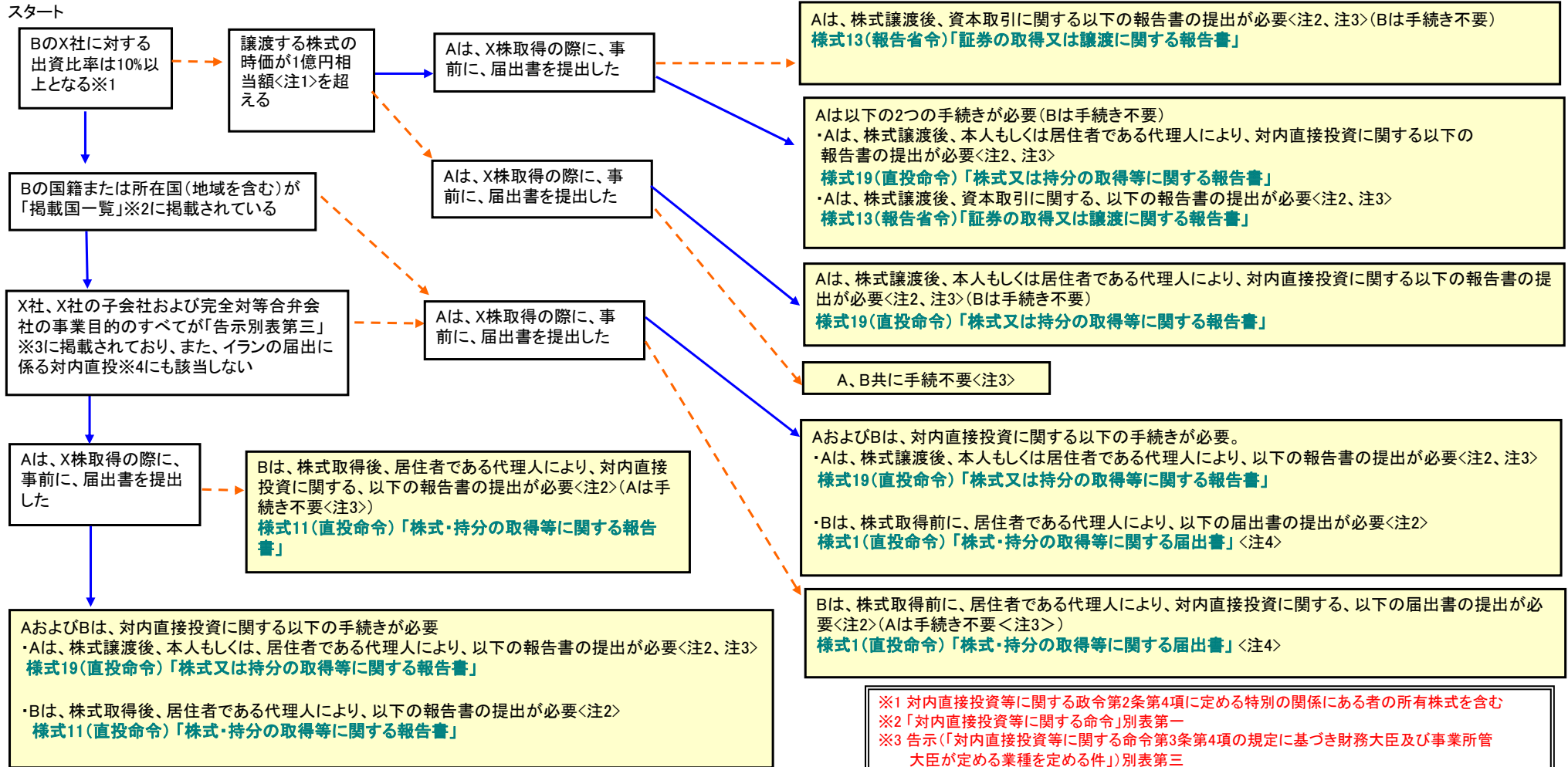


**居住者A\*が所有している本邦X社(上場会社)の株式を非居住者Bに譲渡する場合**

**\*Aが居住者外国投資家に該当する場合。また、AはX社と同一ではないとする。**

—居住者・非居住者の定義および外国投資家の定義は、日本銀行のホームページ「外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答（資本取引編）」および「同(対内直接投資・特定取得編)」をご確認下さい。

Yes →  
No - - - - -



<注1>外貨の円換算にあたっては、外為法第7条に定める「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」により換算して下さい。  
 <注2>届出書、報告書の提出にあたっては、それぞれの記入の手引を確認の上、手続きを行って下さい。  
 <注3>ここでご案内の届出書・報告書以外に、Aは、譲渡金を海外から受領する際に、「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出が必要な場合がありますので、ご注意ください。なお、同報告書の提出にあたっては、同報告書の記入の手引をご確認下さい。  
 <注4>様式1(直投命令)「株式・持分の取得等に関する届出書」を提出した場合、当該株式・持分を取得又は処分した後、様式19(直投命令)「株式又は持分の取得等に関する報告書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

※1 対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める特別の関係にある者の所有株式を含む  
 ※2 「対内直接投資等に関する命令」別表第一  
 ※3 告示(「対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」)別表第三  
 ※4 告示(「対内直接投資等に関する命令第3条第7項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件」)で定める行為